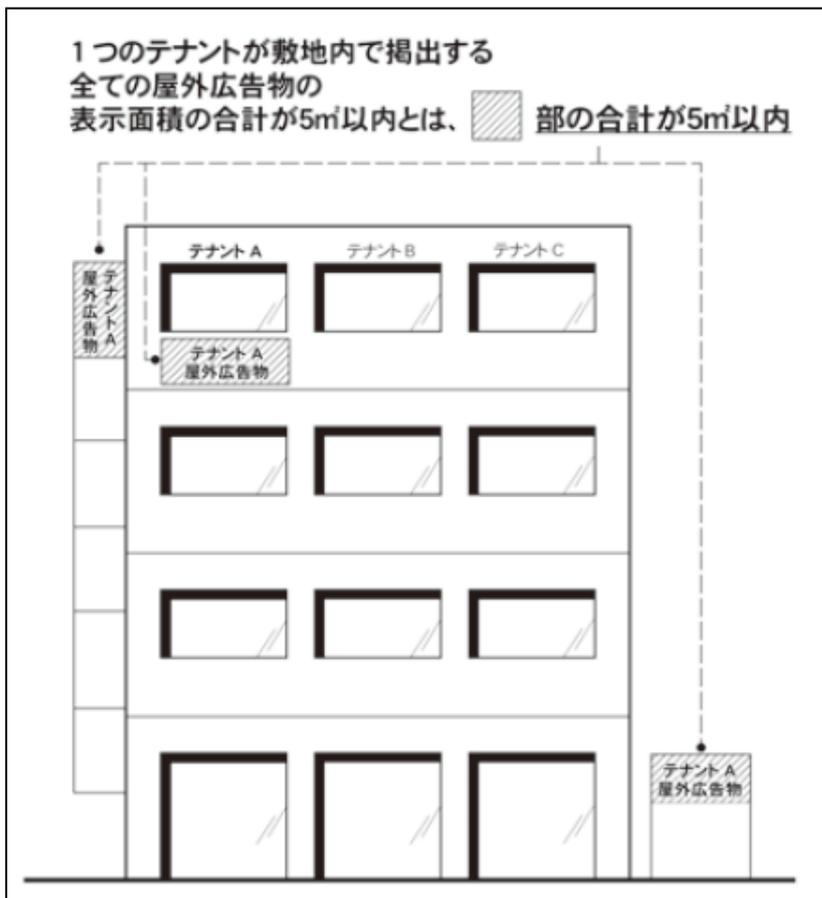


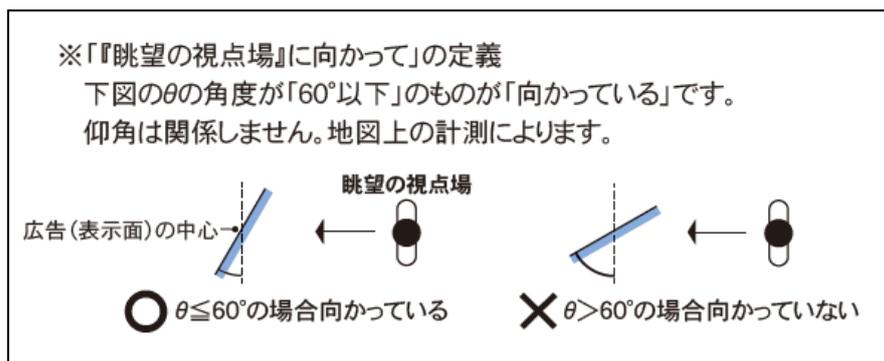
関内地区都市景観形成ガイドラインの改正案

1 解説の追加

- (1) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの

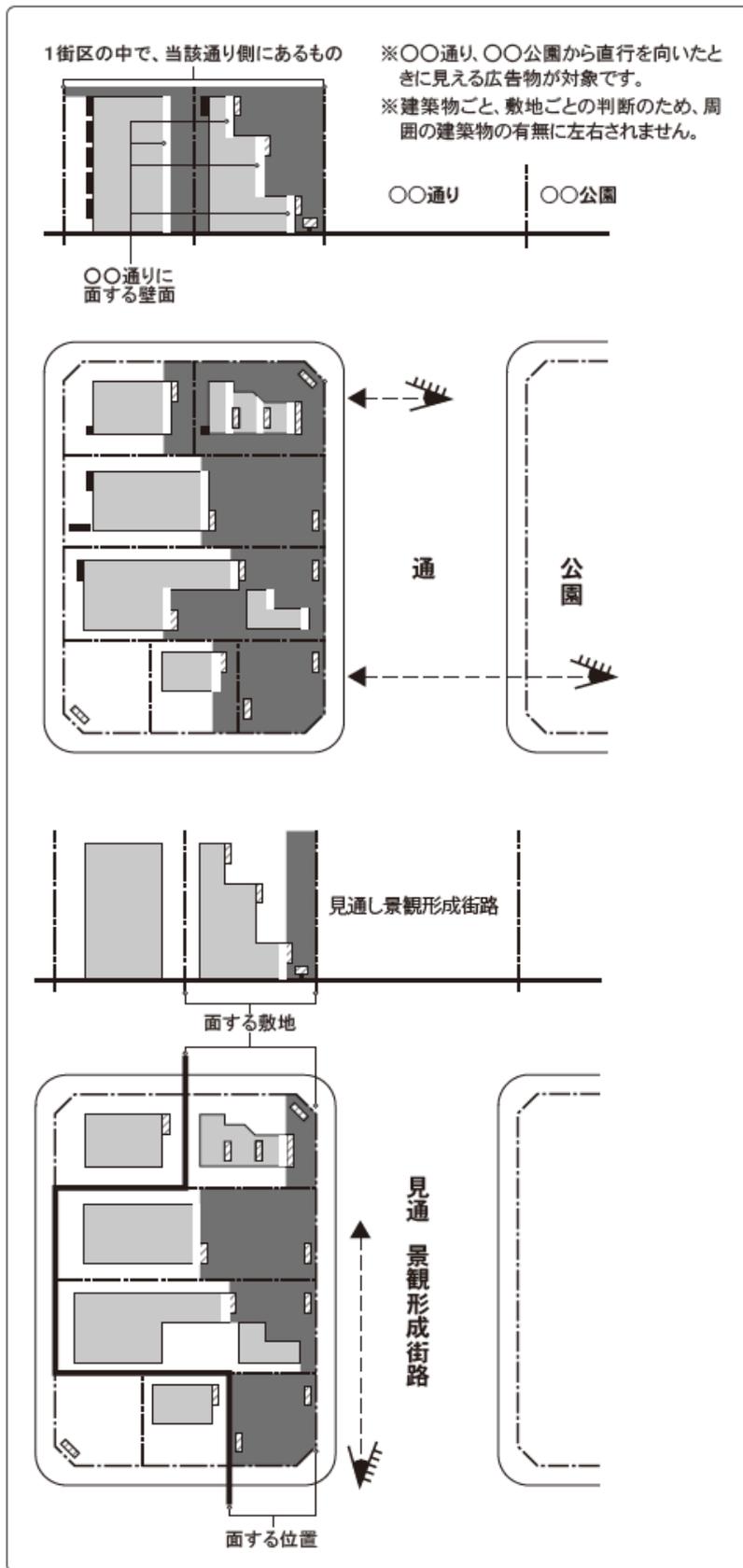


- (2) 「眺望の視点場に向かって」



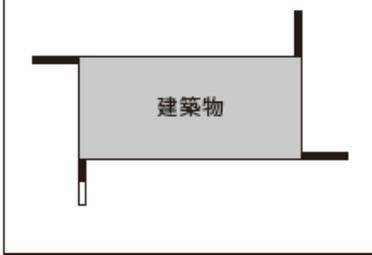
(3) 面する

街路等と見通し景観形成街路に「面する」の定義は下図による。



そで看板の「面する」の定義は下図による。

< 例

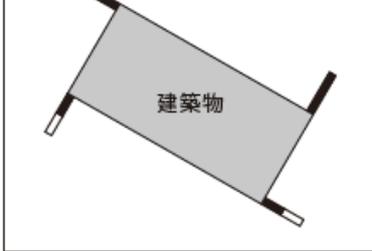


— その他の壁面からの突出幅 1.0m以下

◻ 山下公園通り・日本大通りに面する
壁面からの突出幅 0.8m以下

山下公園通り・日本大通り

< 例

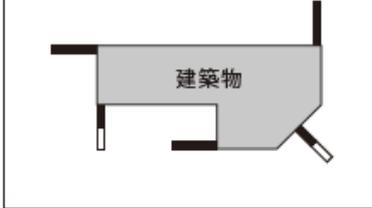


— その他の壁面からの突出幅 1.0m以下

◻ 山下公園通り・日本大通りに面する
壁面からの突出幅 0.8m以下

山下公園通り・日本大通り

< 例



— その他の壁面からの突出幅 1.0m以下

◻ 山下公園通り・日本大通りに面する
壁面からの突出幅 0.8m以下

山下公園通り・日本大通り

2 行為指針の考え方の追加

地区別ガイドライン 山下町特定地区（水町通り及び海岸教会通りゾーン）

■行為指針とその考え方

(1) 公共性の高い機能が集積する山下公園通りと、業務機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、飲食店や専門店等を備えた機能の導入を推進し、人々の滞留・回遊と賑わいを創出する。

①建物低層部には、住戸は設置せず、専門店や飲食店等を極力配置し、歩いて楽しめる街づくりに努める。特に、水町通りについては、地区の重要な幹線として魅力的な専門店等の店舗を配置するよう努める。

②周辺地区から山下町への入口にあたる場所では、誘導的な空間として整備するため、ゆとりある空地をつくるとともに、案内図や通りの紹介プレート等を設置し、地区の特徴や魅力が伝わるような工夫をする。

③歩道状空地は、歩道や隣地の歩道状空地と一体となった快適な歩行空間となるよう、舗装のデザインや材質、色彩について、歩道と調和するような設えにする。

(2) 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街並みを形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。

①通りが交差する場所については、店舗等を配置し、賑わいのある街角をつくるとともに、建物前面にはゆとりある空間を確保する。

②公開空地の舗装には、自然石などを使用し、歴史を感じるような落ち着いたイメージを作り出す配慮を行い、通りに面した場所には、人々が憩えるような空間としてベンチやオープンカフェ、植栽等を設置し、通りを歩いている人が街の賑わいを感じられるような空間とする。

③山下町の居留地時代の歴史・文化を伝えていくため、案内板や通り、番地についての表示板（旧横浜居留地〇〇番地など）の設置、居留地の遺構の保全や建物の壁面を利用して写真を展示するなどの工夫をする。

(3) 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

(4) 「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

(5) 屋外広告物は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。